平成２２年（フ）第２４６号
北海道帯広市東一条南12丁目２番地１　アーベイン重陽806号
破産者　株式会社ｉｍｏｃｏ　Ｒｅ　ｂｉｒｔｈ
１　破産債権の届出期間　平成23年６月９日まで
２　一般調査期日　平成23年７月21日午前10時20分
平成23年３月23日
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２０年（フ）第３９４８号
大阪市中央区瓦町３丁目５番７号ＮＯＦ御堂筋ビル９階、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区瓦町４丁目３番７号
破産者　株式会社フロンティア建設工業
１　破産債権の届出期間　平成23年４月28日まで
２　一般調査期間　平成23年６月６日から平成23年６月13日まで
平成23年３月22日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第５３３０号
大阪市天王寺区味原町６番25号
破産者　有限会社デルフィーノ
１　期日　平成23年４月26日午前11時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年３月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６３６号
函館市宇賀浦町19番21号
破産者　濱本　有明
１　期日　平成23年５月27日午後４時45分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年３月23日　函館地方裁判所

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１５０号
山口県防府市大字新田518番地の１
破産者　徳冨　　茂
異議申述期間　平成23年４月25日まで
平成23年３月23日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９４号
秋田県横手市十文字町腕越字佐吉開41番地
破産者　合名会社下山建設
異議申述期間　平成23年５月10日まで
平成23年３月23日　秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第９５号
秋田県横手市安田字谷地岸58番地　メゾンフィレンツェＢ―23号室
破産者　下山　幸二
異議申述期間　平成23年５月10日まで
平成23年３月23日　秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第５９５号
熊本市新大江１丁目17番10―601号
破産者　小田　健一
異議申述期間　平成23年５月20日まで
平成23年３月22日
熊本地方裁判所民事第１部

免責許可決定

平成２２年（フ）第５３９号
愛知県一宮市大和町馬引字古宮18番地１サンリバーハイツ201号
破産者　日髙かつえ
１　決定年月日　平成23年３月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５４４号
愛知県一宮市森本１丁目25番29号
破産者　内藤　樹大
１　決定年月日　平成23年３月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第８号
愛知県一宮市開明字大橋北１番地５　エルディム開明102号
破産者　赤羽　優太
１　決定年月日　平成23年３月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第１７号
埼玉県川口市川口４丁目11番15号
清算株式会社　株式会社田村製作所
代表清算人　吉永　利江
１　決定年月日　平成23年３月18日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１カ月以内に、協定債権額の28.295パーセントの金員を弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用をを控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
（別紙省略）
さいたま地方裁判所第３民事部

再生手続開始

平成２３年（再）第２２号
埼玉県川口市芝４丁目２番10号
再生債務者　株式会社サム＆カンパニー
１　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月18日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年５月23日から平成23年５月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第１号
徳島県板野郡松茂町広島字西川向14番地
再生債務者　株式会社フジモト
１　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月10日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年６月14日から平成23年６月28日まで
徳島地方裁判所民事部

再生債権の特別調査期間

平成２２年（再）第９５号
静岡県浜松市北区三ヶ日町三ヶ日403番地の５
再生債務者　東海プラスチック株式会社
特別調査期間　平成23年４月21日から平成23年４月22日まで
平成23年３月16日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続による債権者集会招集

平成２２年（再）第１００号
東京都葛飾区東立石１丁目17番３号
再生債務者　株式会社アオキスイーパー
１　投票期間　平成23年５月２日まで及び平成23年５月10日午後２時債権者集会期日
２　債権者集会
⑴　期日　平成23年５月10日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成23年３月16日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第９５号
静岡県浜松市北区三ヶ日町三ヶ日403番地の５
再生債務者　東海プラスチック株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成23年３月14日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年４月26日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年４月18日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年４月12日
平成23年３月16日
東京地方裁判所民事第20部